

働き方改革と税務

2019年4月1日から働き方改革関連法が段階的に施行されます。主なポイントは時間外労働の上限規制、年次有給休暇の確実な取得、同一労働同一賃金と企業経営においては、更なる人材確保と費用負担の増加となる内容となっています。

税務では人件費が増加するなど一定の要件を満たすと「所得拡大促進税制」が利用できます。所得拡大促進税制（新制度）は平成30年4月1日以降に開始する事業年度から大きく改正されていますので、ご注意ください。

人件費を増額するときは優遇税制の適用要件を確認し税務上の支援を受けることを検討しましょう。

【働き方改革の主なポイント】

- ① 時間外労働の上限
原則 月 45 時間 年 360 時間
- ② 年次有給休暇の確実な取得
10 日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し毎年 5 日、時季を指定し有給休暇を与える必要が生じる。
- ③ 同一労働同一賃金（2020年4月1日施行）
正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を禁止する。

【所得拡大促進税制】

青色申告書を提出する法人が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において、国内雇用者に対して給与等を支給し、所定の要件を満たした場合に、法人税額から一定額の税額控除ができる制度です。

A：適用要件

要件①

雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超えること。

要件②

継続雇用者給与支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が一定割合以上であること。

要件③

法人の国内設備投資額が当期償却費総額の 90%に相当する金額以上であること。

要件	適用要件の計算式	中 小 企業者等	左 記 以 外
①	雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額	>0	>0
②	$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}}$	$\geq 1.5\%$	$\geq 3\%$
③	国内設備投資額 \geq 当期償却費総額 \times 一定割合	-	90%

B：控除額

税額控除額の計算式	中 小 企業者等	左 記 以 外
(雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) \times 割合	15% (原則)	
(同 上) \times 上乗せ割合	25%	20%
上乗せ割合の適用要件 (中小企業者等の場合①及び②又は③を満たせば適用可)		
① $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}}$	$\geq 2.5\%$	-
② $\frac{\text{教育訓練費} - \text{比較教育訓練費}}{\text{比較教育訓練費}}$	$\geq 10\%$	$\geq 20\%$
③ 経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること。		-

C：限度額

調整前法人税額の 20%に相当する金額を超えるときは、その控除を受けられる金額は、当該 20%に相当する金額です。

継続雇用者とは、以下の全ての要件を満たす者をいう。

- ① 前事業年度及び適用年度の**全ての月分**の給与等の支給を受けた国内雇用者であること。
- ② 前事業年度及び適用年度の**全ての期間**において雇用保険の一般被保険者であること。
- ③ 前事業年度及び適用年度の**全てまたは一部の期間**において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていないこと。

つまり「前期に中途入社した者」や「当期に退職した者」は、新制度では「継続雇用者」に該当しませんので、ご注意ください。